

事務連絡  
2025年2月3日

各県病労執行委員様  
各分会長様  
各現業評議会分会長様

兵庫県立病院労働組合  
執行委員長 土取 節夫  
兵庫県職員労働組合  
現業評議会議長 名村 丈彦

### 兵庫県立病院経営対策委員会の報告書（案）について

連日のご健闘に対し敬意を表します。

兵庫県立病院経営対策委員会の「報告書（案）」が、年度末に公表されるとのことで、当局から説明を受けました。

これまでの確認に基づき、既に、分会説明・協議が行われている病院もありますが、「報告書（案）」では、新たに「職員配置の適正化」が盛り込まれ、「病床稼働の実態に沿った看護配置の見直し」等を検討していく、とされています。

現在、人員・職場要求交渉を行っている中で、「看護配置の見直し」等があげられているのは、到底、認められないと質したところ、「報告書（案）」は決定事項ではなく、あくまでも経営改善に向け各病院が考えた素案であり、『たたき台』として、職場要求交渉とは切り離し、どのようなことができるかを各病院と分会とで話し合いたい」とのことです。

分会への説明・協議を2月末目途とすることについて、「説明・協議に更なる時間が必要となれば、その時点で対応を相談する」との考え方が示されました。このことについては、改めて職場要求で質すこととしました。

報告書（案）の「さいごに」に記載されている「職員の共通理解のもとで実施する」「働く職員のモチベーションにも十分配慮」を前提に進めること、分会への説明・協議に問題が生じた場合は、本部も関わることを確認するとともに、業務量が変わらないのに人員を減らすことのないよう強く求めました。

今後、病院から分会に説明が行われた際には、よろしくお願ひいたします。何か問題が生じた場合は、本部までご連絡下さい。

記

#### 1. 当局説明（別紙参照）

- 1) 兵庫県立病院経営対策委員会報告書（案）について
  - ・県立病院事業の現状と課題
  - ・各病院の経営改善策の例（詳細は収支改善策一覧）等

## 2. やりとり

組合) 兵庫県立病院経営対策委員会を設置する際の説明では、報告のとりまとめは、10月から11月と聞いていたが、何故、遅れたのか。

当局) 8月の人事院勧告の状況から人件費の大幅な増加が見込まれることが判明したため、その追加対策の検討に時間を要した。

組合) 今回、「職員配置の適正化」について記載があるが、具体的にどのようなことを考えているのか。

当局) 各県立病院が最終的な収支の黒字化を目指しに計画期間の令和10年度までに取り得る案として検討したものであり、項目は別紙のリストのとおり。

組合) 病院経営の厳しさとその対策の必要性については、一定理解するが、現在、人員・職場要求交渉を行っている中で、「看護師配置の見直し」等があげられているのは、到底、認められない。

当局) 現在の経営状況は病院の存続自体が危ぶまれる状況である。職員の生活やモチベーションに多大な影響を与えないよう給与水準を確保しつつ、県民への質の高い医療を提供し続けるためには、職員配置の見直しを含め様々な改善策を検討する必要があると考えている。

今回お示しした案は決定事項ではなく、あくまでも経営改善に向け各病院が考えた素案であり、経営改善に向けた議論の「たたき台」として、職場要求とは切り離し、どのようなことができるかを各病院と分会とで話し合いたいと考えている。

組合) 人員・職場要求交渉と切り離すとはいえ、我々は常日頃から業務量に応じた人員を求めている。業務量が変わらないのに人員を減らすことのないよう強く求めておく。

組合) 「看護師配置の見直し」については、主に2026(R8)年度以降の対応である。時間をかけて説明・協議を尽くしてもらいたい。

当局) できる限り丁寧にしていきたい。ただし、2026(R8)年度の対応であっても職員の採用作業自体は2025(R7)年度中に実施することとなる。採用数は募集を開始する4月までに固める必要があるため、内部作業の時間も踏まえると2月末を目途にお願いしたい。

組合) それでは、あまりにも性急である。十分な時間を確保すべきではないのか。

当局) あくまでも、皆さんの疑義や不安の解消のために説明を尽くし、職員のみなさんの理解を得て取り組んでいくことを大前提に考えている。まずは各病院で丁寧に説明・協議を進め、説明・協議に更なる時間が必要となれば、その時点で対応を相談させていただきたい。

組合) 「説明・協議に更なる時間が必要となれば、その時点で対応を相談」とのことだが、2月末を目途として十分な議論を尽くせるとは思えない。説明・協議時間の確保につ

いては、改めて職場要求交渉で質させてもらう。

組合) 公表される「報告書」に、このリストは公表されないと理解でよいか。

当局) それは今回の説明用資料で報告書本体ではないため公表しないが、いずれにせよ記載している施策を実施し、病院の経営状況を着実に改善していくには、組合員の皆様のご理解・ご協力が不可欠であり、各分会で丁寧に説明をしたうえで取り組んでいきたいと考えている。

組合) この最終報告書の公表は、いつになるのか。

当局) 公表は3月27日の第3回検討委員会開催後に公表することとなるので、ご理解いただきたい。(なお、別紙のリストは公表対象外)

組合) 報告書の公表自体はやむを得ないが、職員配置の適正化をはじめ、勤務条件に影響するであろう内容も散見される。

「報告書」(案)の「さいごに」には、「全ての職員の共通理解のもので実施していく」、「職員のモチベーションにも十分配慮し」とある。このことを踏まえ、強引に進めることのないよう求めておく。分会説明・協議に問題が生じた場合は、本部も関わるので、病院局としても責任を持った対応をしてもらいたい。

当局) 了解しました。

以上